

企画競争に関する公告

国立大学法人宇都宮大学において、次のとおり企画競争の公募を行います。

1. 企画公募に付する事項

(1) 件名

宇都宮大学陽東地区土地貸付事業

(2) 貸付不動産の表示

栃木県宇都宮市陽東7-1-2 約51,789.30㎡

(3) 貸付方式

貸付不動産に民法（明治29年法律第89号）第601条の賃貸借契約又は借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の一般定期借地権若しくは同法第23条の事業用定期借地権等を設定し、事業者に貸付。詳細は、別途配布する企画公募の募集要項による。

(4) 期間

10年から70年の間

(5) 応募方法

本学は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第三十三条の三における土地等の貸付を行うため、国立大学法人の土地であることを理解し、周辺環境と調和のとれた施設を計画・整備・運営する事業者を企画公募にて選定する。本公募の参加に当たっては、別途配布する募集要項等に基づき、運営に係る事項について企画提案書を作成し、提出すること。

2. 企画公募の参加資格

(1) 企画公募参加者の構成等

企画公募参加者（以下「公募参加者」という。）は、本事業を行う企画力、資本力等の経営能力を備えた単独企業（以下「公募参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、グループの場合、代表企業を定めることとする。本学と事業敷地に係る契約を締結する者が代表企業になることを原則とする。

(2) 公募参加者の参加資格

本件に応募することができるのは、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 法人等（法人又は団体をいう。）であること。
- ② 宇都宮大学契約事務取扱細則第3条及び第4条に該当しない者であること。
- ③ 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 当該法人又は団体が以下（「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。））、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）又は政治運動標ぼうゴロ（政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他これらに準ずる者（以下

「暴力団構成員等」という。)であるとき。

イ 暴力団又は暴力団構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

オ 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団、暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団、暴力団構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

キ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接に交際し、又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

- ⑤ 反社会的勢力の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者でないこと。
- ⑧ 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められる事業を営む者でないこと。
- ⑨ 賭け事に係る業種に属する者でないこと。
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある者でないこと。
- ⑪ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑫ 公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてがグループの代表者以外の構成員である場合を除く）。
- ⑬ 本学が本事業について、支援業務を委託している株式会社オオバ、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑭ その他本学が契約相手方として不適当と認めた者でないこと。

3. 企画競争手続等

(1) 交付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月5日（火）まで

(2) 交付方法

下記の【事項】を記載し電子メールにて【担当連絡先】へ申し込むこと。受信確認後、申込者にデータを送付する。

【事項】

件名：【公募要領等申込】宇都宮大学陽東地区土地貸付事業

- 本文：①会社名
②担当者名
③連絡先（会社住所、電話番号、メールアドレス）

【担当連絡先】

〒321-8505

栃木県宇都宮市峰町350

国立大学法人宇都宮大学 財務部施設課総務・企画グループ

Email: sisetu01 [at] a.utsunomiya-u.ac.jp

※ [at] を「@」に置き換えて送信してください。

Phone : 028-649-5065

(3) 現地説明会の実施

日時：令和7年7月28日（月）から令和7年8月8日（金）まで

場所：国立大学法人宇都宮大学陽東キャンパス（栃木県宇都宮市陽東7-1-2）

(4) 参加申込

本競争の参加希望者は、令和7年8月6日（水）12時までに、公募参加資格確認申請書を提出すること。なお、提出期間、方法及び参加表明書の詳細については、募集要項にて示す。

4. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年11月7日（金）12時（必着）

(2) 提出場所

上記3（2）【担当連絡先】に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）により提出すること。

(4) 提出部数

正本1部 副本11部

5. 企画内容の審査に関する事項

企画提案者のうち、本学が設置する審査委員会において、募集要項等に示す要件を全て満たした者を対象に、業務の取組方法等の企画内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約交渉を行うものとする。

また、審査を実施した全ての提案者に対し、選定結果を書面により連絡する。

6. その他

(1) 契約保証金 要

(2) 応募者に要求される事項

この企画公募に参加を希望する者は、公募参加資格確認申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出しなければならない。その他、応募者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 企画提案書の無効

本公告に示した企画公募参加資格のない者の提出した企画提案書、応募者に要求

される事項を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約相手方及び契約条件の決定方法

事業の実施内容に関する企画提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定する。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件について協議の上、必要な各種契約締結等を規定する基本協定書を締結する。

(6) その他

詳細は、募集要項による。

令和7年7月7日

国立大学法人宇都宮大学